

令和 5 年 2 月 総会議事録

日 時 令和 5 年 2 月 27 日 (月)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和5年2月27日(月)
午前9時30分開会 午前10時10分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第82号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第84号 農用地利用集積計画について
 - 議案第85号 競売買受適格証明について(農地法第3条関係)
 - 議案第86号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第87号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第88号 贈与税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - (2) 報告
 - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について(事務局長専決)
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
 - 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
 - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第5号 現況証明について
 - 報告第6号 農地基本台帳の登載について
- 4 その他
 - (1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	3 番 太田由美子
7 番 小林 澄夫	8 番 小林 尚美	9 番 近藤 好幸
1 2 番 高畑 隆一	1 4 番 中野 安男	1 5 番 彦坂 幸
1 6 番 日向 勉	1 7 番 廣田 良二	1 8 番 藤城ひろみ
1 9 番 星野 鉄典	2 1 番 松井 耕治	2 4 番 村松 史子

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者

農業委員会事務局 4名 農業企画課 1名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 2 月総会を開会いたします。
近藤会長、よろしくお願いたします。

議長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から出席委員を別添「出席者名簿」のとおりとし、進行していきますので、よろしくお願いたします。

出席委員は、委員総数 24 名中 15 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、議席番号 19 番星野鉄典委員、同 24 番村松史子委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、議事に入る前に農地法等に基づく許可案件について、7 日の書類説明会、農業委員による現地調査、20 日の審査会

を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

農地法第3条関係は、変更、取下げ等はございません。

競売買受適格証明関係は、番号1番の世羅町に照会していた経営農地の利用状況について、2月8日に問題なしとして回答がありました。そのほかについては変更、取下げ等はございません。本日は議案のほかに資料1-1として競売買受適格証明番号1番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。以上です。よろしくお願いたします。

事務局

はい、議長。転用関係について、7日の説明会以降、変更取り下げはありません。これまでの対応状況につき説明いたします。

資料1、3ページ番号6番の資材置場の案件について、完全始末書が添付された是正を行う案件ですが、利用計画にないコンテナが申請地に設置されていたため、事業者に撤去するよう指導を行いました。2月24日に現地調査を行い、コンテナが撤去されたことを確認しました。また、転用者が違反転用している他の農地は、許可後に今回の申請地へ資材移設した上で農地復元することで調整していますが、審査会の中で5月末までに復元することで調整しました。続きまして4ページ番号9番の園庭の案件について、書類説明会にて一体利用地の建物の敷地に払下げがされていない道があること、北側道路を鉄パイプ等により塞ぎ、通行できないようにしていることの二点について、土木管理課と調整中であると説明をしておりました。道については払下げを進める旨、土木管理課と事業者が覚書を締結しており、北側道路を塞いでいた鉄パイプ等は撤去されたことが土木管理課に確認できたため、問題ないものと考えております。以上です。よろしくお願いたします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議 長 続きます、資料1 議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から10番の10件を審議します。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第82号、1ページをご覧ください。

番号1番から10番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

続きます、議案第83号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から11番までの11件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第83号、3ページをお願いします。

番号1番から11番までの11件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり審査会での指導や調整により、立地基準、一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。補足説明は次のとおりです。信用性については、番号6番は完全始末書が添付され是正を行う案件です。周辺農地に係る営農条

件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番、2番、5番、8番、11番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号3番、4番、6番、7番、9番、10番です。一時転用については、番号10番、11番が該当し、電線の張替、鉄塔の補修、撤去に伴う工事敷地の案件で番号10番が1年間、番号11番が30ヶ月間の計画です。全て農地復元誓約書の添付があります。詳細については、議案をご覧ください。以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいまの事務局からの説明のとおりです。それでは、質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委員長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号2番、6番、11番については、農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

議長 続きまして、議案第84号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

所有権移転の番号1番から9番までの9件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。議案第84号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、1月26日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法第18条、農用地利用集積計画の

作成の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。今回の案件につきましては、9件43筆48,395㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第85号「競売買受適格証明について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。議案第85号、8ページをご覧ください。

番号1番につきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当しませんでした。願出地及び所有農地も全て問題がありませんでした。また、周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を

打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、願出人を買受適格者と認め証明することとし、願出人が競売に参加し最高価買受人となり、農地法第3条の規定による許可申請が提出された場合、その申請が今回の買受適格証明と同一の内容であると会長が認めたときは、改めて総会に諮ることなく、許可することに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、本案はさよう決しました。

続きまして、議案第86号「相続税納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。議案第86号9ページをご覧ください。

議案第86号は新規に相続税納税猶予を受けるための適格者であることの証明です。特例適用農地における作目等については、備考欄に記載のとおりでした。この1件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認しました。以上です。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第87号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番から3番までの3件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第87号10ページをご覧ください。

議案第87号は継続して相続税納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。この3件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして議案88号「贈与税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第88号11ページをご覧ください。

議案第88号は継続して贈与税納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。この1件の3年更新における贈与税納税猶予に関する証明については、現地調査及び受贈者からの聞き取り調査をした結果、受贈者は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

議長

以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。次に報告事項について、事務局に報告を求めます。

事務局

はい、議長。報告させていただきます。資料 1、12 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 5 番の 5 件及び 13 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 17 ページ 32 番までの 32 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。次に 18 ページをお願いします。

報告第 3 号の番号 1 番から 2 番までの 2 件については、農地所有適格法人からの報告です。この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。番号 1 番については要件を満たしていることを確認しました。番号 2 番については、事業要件を満たしていませんが、これは農地の権利取得から間もなく売上がないことによるものです。次年度からは農業売上があり、売上の過半を占める見込みであることを確認しました。次に 19 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 21 ページ 16 番までの 16 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。次に 22 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番の 1 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、16 日付けで証明を行いました。なお、固定資産税の課税状況ですが、宅地課税でした。次に 23 ページをお願いします。

報告第6号の番号1番については、農地基本台帳に登載されていない土地について、農地である旨の申告がありました。記載の委員にご確認いただき、現況が農地であることを確認しましたので、2月10日付けで農地基本台帳に登載しました。報告は以上です

議長 以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。（午前9時59分中断）

＜農地銀行運営委員会議＞

総会を再開いたします。（午前10時03分再開）

議長 その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

（午前10時10分終了）

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和5年2月27日

議 長
(会長 近藤 好幸)

議事録署名者
(19番 星野 鉄典 委員)

議事録署名者
(24番 村松 史子 委員)